

# 安心・安全な毎日のために

庄原消防署 ☎0824-72-9911  
東城消防署 ☎08477-2-4005

## 危険物 安全週間!



6月7日～13日

危険物安全週間は、危険物に対する  
保安意識の普及啓発を図るために設  
けられました。

危険物とは、ガソリンや灯油など、  
火災の発生や拡大の危険性が大きく、  
火災の際に消火困難な物質です。

危険物は「火気に近づけなければ、  
火災を防止できる」と考えがちです。

しかし、実際には、火気から離して  
いても気化した可燃性ガスに引火し  
て火災が発生したり、火災以外にも、  
配管の腐食により危険物が河川など  
に漏れたりする事故が毎年たくさん  
発生しています。

これを機会に事業所や家庭内にお  
ける危険物を見直し、適正な取り扱  
いをしましょう。

平成21年度危険物安全週間推進標語

『安全は意識と知識と心掛け』

## 住宅用火災警報器を 設置しましたか?

例年、全国で約1100人が住宅火  
災で亡くなり、そのうち約5割は逃げ  
遅れが原因です。より早く火災の発生  
を知っていれば助かった方も多いと  
考えられます。

早い発見こそが火災による被害を  
最小限に食い止める方法です。住宅用  
火災警報器の早期設置を行い、住宅火  
災による死者をなくしましょう。

火災からあなたと、あなたの大切な  
人を守るために住宅用火災警報器を  
設置してください。

【住宅用火災警報器の奏功事例】  
居住者は、住宅用火災警報器の音声  
により目が覚め、部屋に煙が充満し、  
窓際のカーテンが燃えているのに気  
付いた。(子どもがライターで遊んで  
いたところカーテンに燃え移り、延焼  
拡大したものを)慌てて子どもの手を引  
き屋外に避難することができた。(静  
岡県浜松市)

### 【悪質な訪問販売にご注意!】

設置しないと法律違反だと脅迫す  
る手口、消防職員といつわり取りつけ  
させる手口など、悪質な訪問販売が全  
国的に発生しています。不審だと感じ  
たら、お近くの警察署・消防署へ通報  
してください。

# 児童手当を支給します

女性児童課児童福祉係

☎0824-73-1192



児童を養育している方の生活を支援  
し、次世代の社会を担う児童の健全育  
成を図るため、児童手当を支給します。

### ①対象者

12歳になつて最初の3月31日までの  
児童を養育している方。

### ②支給期間

申請の翌月分から12歳到達後の最初  
の3月分まで。

### ③支給月額

●3歳未満(3歳到達の月分まで)  
一律 1万円

●3歳以上(3歳到達の翌月分から)

第1子/5千円、第2子/5千円、

第3子以降/1万円

### ④支給時期

原則として、毎年2月、6月、10月に、  
前4カ月分をまとめて支給します。

### ⑤所得額の制限

児童手当には、表のとおり所得額の  
制限があります。

養育者の税法上の 扶養人数	自営業者の所得限度額 (国民年金・年金未加入者)	サラリーマンの所得限度額 (厚生・共済年金加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
以下1人増えるごとに	38万円を加算します	38万円を加算します

※所得額制限の詳細については、女性児童課児童福祉係へお問い合わせください。

### 毎年、現況届の提出が必要です

現在、児童手当を受けている方は、  
市が5月末にご自宅に郵送した「児  
童手当現況届」に必要事項を記入  
の上、6月中に提出してください。  
6月分以降の手当は、この現況  
届が提出されるまで支給できませ  
ん。ご注意ください。